

令和3年第1回小山町議会1月臨時会会議録

令和3年1月21日（第1日）

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藺田 豊造君 8番 高畑 博行君
9番 岩田 治和君 10番 池谷 弘君
11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君
13番 池谷 洋子君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
会 議 録 署 名 議 員	11番 米山 千晴君	12番 渡辺 悦郎君	

散 会 午前10時47分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 議案第 1 号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（池谷洋子君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和3年第1回小山町議会1月臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池谷洋子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、11番 米山千晴君、12番 渡辺悦郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（池谷洋子君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から1月26日までの6日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から1月26日までの6日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（池谷洋子君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました議案第1号の1議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） おはようございます。令和3年第1回小山町議会1月臨時会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、大変ありがとうございます。

今回提案をいたしましたのは、議案第1号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例につい

での1件であります。

本案は、令和3年4月1日からの町の組織・機構の見直しに当たり、条例の一部を改正するものであります。

なお、議案の審議に際し、企画総務部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第4 議案第1号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第4 議案第1号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（野木雄次君） 議案第1号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、当案件に関しましては、本来12月定例会までに提案すべきところでありましたが、進捗状況によりこの時期での提案となりましたことにつきまして、誠に申し訳ありませんでした。

新型コロナウイルス感染症禍の中、本町におきましても、ウィズコロナ、ポストコロナ社会を見据え、従来の移住定住政策に加え、サテライトオフィスやワーケーションなど関係人口の創出を含めた新たな人口政策の推進が重要と考えます。

新たな人口政策の推進に当たり、移住定住や子育て支援、雇用対策など多岐にわたる町全体の施策について、部局を横断し、かつ総合的に調整する機能の強化が必要であると考え、令和3年4月1日からの組織・機構の見直しに当たり、理事を設置するものであります。

具体的には、条例の第1条に理事の設置を規定し、第2条に理事の事務分掌として、人口政策に関すること、移住、定住及び結婚支援に関すること、並びに町長特命事項に関することを加えます。また、これに伴い号の繰下げを行います。

なお、この条例の施行日は、令和3年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（池谷洋子君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（室伏 勉君） 1点お聞きします。

先日の議員懇談会におきまして、移住定住促進など町全体の各施策にわたり部局横断的に統括する理事職を町長直近下位に設け、総合調整とその推進・評価のため、部等設置条例の一部を改正するとの提案がありました。

しかしながら、一昨年5月の議会全員協議会の折、町長より、副町長2人体制から町長、副町長のツートップ体制へと変更し、全職員が課題を共有して、考え方やアイデアが町政に反映される仕組みづくりを進めたいとの説明がありました。また、その6月定例会の総務建設委員会で

は、当時の杉本副町長より、管理職の政策や事業の進捗管理を徹底し、職員一人一人の力を発揮できる組織運営とチームとして役場全体の政策実行力を高めたいとの答弁がされております。

私は、組織改革、人事はトップの専権事項と承知しています。ただ、腑に落ちない点もあり、2点ほどお聞きします。

第1点としまして、この約1年半の間、本町は町長、副町長のツートップ体制による、全職員が課題を共有しその考え方が町政に反映される仕組みの中で、各施策が遂行されてきたと認識しています。しかし、今般の部等設置条例の一部改正は、この体制の変更であり、ここに至った理由をお聞かせください。また、新しい体制は、以前の副町長2人体制と何が違うのかお聞きします。

次に、2点目です。

理事職を新たに設けることは、どのような形態であるにせよ人件費の増加につながります。私は今のツートップ体制による副町長を中心とした現行組織の活用により、人口政策等事業の遂行は部局横断的に統括する部署をわざわざ設置しなくても十分に対応可能と思います。職員一人一人が力を発揮できる組織づくりを進めてきたのではないのでしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。

職員一人一人の能力を上げると、単純に言えば、オール小山で職務を遂行するということについてでございますけれども、これにつきましては、専門監も3名お辞めになりました。その職務につきましては、職員が引き継いでいくということでもあります。

副町長2人制等の相違ということでございますが、基本的に副町長は特別職でございます。理事は一般職ということございまして、これは大きな相違がございます。副町長になりますと、そういう点では、政治責任が問われるというようなこともあります。したがって、基本的、根本的に、副町長とこの理事というのは違うということでございます。

理事につきましては、部局横断的に、俯瞰的に町を見渡しまして、部長と課題を共有しながら町政を執行するということになるかというふうに思います。

人件費の増加というようなことございますけれども、総体でいきますと、副町長、そして専門監3人、牧野ディレクターを入れますと5人の方がお辞めになりまして、今回理事1人増ということございますから、数字的に言いますと人件費は削減をしていると。そういう中で、やはりこれからのまちづくりということを考えますと、人口政策は町が住みよくなれば人口が増えていく。増えるということはありませんけれども、減少をとどめるということができていくというふうに考えております。

したがって、まちづくり全てに関わるという人口減少対策から考えますと、やはりこの部分を強化をするということは、これからのまちづくり、いわゆる総合計画を今策定中でございま

すけれども、その総合計画実現のために必要であるということ判断したということで御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（鈴木 豊君） ただいま町長から回答がありまして、1点だけ町長の考え方についてお伺いしたいと思います。

先ほど室伏議員からもありましたんですけど、やはり私も同じような意見でございまして、今回の理事の選任についてです。部局の横断的役割である今度の理事の選任ですけど、事務分掌に「町長の特命事項に関する事」等も入っています。私は、副町長か特命理事としての特別職にした方が分かりやすかったんじゃないかと今でも思っておりますが、町長が理事の選任とした率直な考え方をお伺いします。ただいま政策について若干申していただきましたわけですけど、この理事の選任ということで、私はどうしても特別職にした方が絶対いいと内容的にも思っておりますもので、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの室伏 勉議員の答弁とちょっとかぶるところもあるわけですが、特命事項ということにつきましては、基本的な考え方は、本来、企画が特命ということについては担っているわけですが、この理事が担う特命事項につきましては「人口政策に関わるもの」、こういうものについて理事が担っていくのかなというふうに考えております。

どういう特命事項があるのかということは、現時点では明確に示すことはできませんけれども、都度、やはり今コロナ対策ということで、世の中が非常に社会の動きが早いという状況でございますので、コロナ対策に対応するような特命事項があれば、多分この理事が担っていくのかなというふうに思います。これは全職場、職に関わることでございますので、そういう意味でも、この理事が担っていけばいいのかなというふうに考えております。

特別職と一般職ということでございますけれども、これにつきましては先ほどの室伏 勉議員のお答えとかぶるところでございますけれども、やはり特別職といいますと政治的な責任も負うというようなことでございまして、言わば、全体に、私と本当にツートップという形で町政を運営してまいりまして、あくまでも今回の理事は一般職ということで、先ほど申し上げましたとおり、役場全体を俯瞰しまして、有機的に様々な施策をつなぎ合わせて人口減少に歯止めをかけるということで考えております。

先ほども言いましたけれども、総合計画で人口の目標値も出てくるわけですが、その人口の目標値を達成するというのが大きな任務かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（小林千江子君） 小山町の今後の人口政策を担う人口政策推進室を発足していただける取組は、個人的にも大変喜ばしく思っております。しかしながら、この人口政策推進室ですが、何を目標とされているのか。先ほど、人口の増加ももちろん目標としているというようなことを町長からもお答えいただきましたが、これだけですと何を目標とされているのか不透明であり、少し明確ではないように思えます。

条例の改正理由には、サテライトオフィスやワーケーション、関係人口の創出を含めたウィズコロナ、ポストコロナ社会における新たな人口政策推進とありますし、移住定住促進や子育て支援、雇用対策、結婚支援、空き家対策など、本当に幅広い範囲で対象事業が明記されておりますが、移住定住に係るはやりのキーワードをただばらばら何か載せているだけで、政策に具体性がなく、結局小山町はどんな移住定住を目指しているのか。どこを拠点に、どのようなサテライトオフィスやワーケーションを図ろうとされているのか。つまるところ、この人口政策推進室でどのようなまちづくりをされようとしているのかが正直見えてまいりません。

この見えない中で、この人口政策推進室はどのようなまちづくりを図りながら、どのような人材を理事に求めていらっしゃるのか。議員懇談会でも議員の方から質問はありましたが、いま一度どのような人材を理事に求めていらっしゃるのか。このまちづくり、何をしたいのかというのも目標が見えない中で、どのような理事を求めていらっしゃるのか。1点お伺いさせていただきます。

また、2点目に、どのような方をこの理事に求めていらっしゃるのかお答えいただけるとは思いますが、移住定住に今精通されて、様々な経験やアイデア、そして県や国との人脈も許されている方がこの理事のポジションには就任されることと思われるんですが、まちづくりをこの理事に依存されているのではないのかなというのを正直私は感じました。人材に、しかも一人に依存し過ぎてしまうことは、非常に危うく思います。小山町はフジサイクルゲートでも事業を一人の人に依存した結果、迷走してしまった過去もございます。結局、町はどういう移住定住を行い、どのような町にしたいのか。ここをしっかりと持たない以上、箱物や推進室をつくったところで、迷走してしまう可能性は十分にあるということです。

確かに、うまくいかないかは、やってみなければ分からないことかもしれませんが、町の事業としては町民の税金を預かり行うわけですから、まずはやってみようという考えではちょっと困ります。この点、対策としては、一人の人に依存してしまうような体制を構築されているような感じに見受けられるこの体制、どのようにリスクヘッジじゃないですけれども、きちんと対応しようと考えていらっしゃるのか。そこを2点目お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 小林議員にお答えいたします。

まず、理事に対する役割、期待することということでございますけれども、まず人口政策というようなことがキーワードとして出てまいりますけれども、結婚、出産、子育て、教育、それか

ら大学進学、また就職に際しての奨学制度だとか、通学支援、それから、長期にわたる各ライフステージにおいて切れ目のない支援に向けた制度設計が必要であると考えておりますので、その辺が役割として期待するところかなと考えております。さらには、社会人になってから、UIJターンの促進、それからリモートワーク、サテライトオフィス、ワーケーション、これは繰り返しになりますけれども、新たな生活様式に対応する働き方の支援によって、人口の自然増、それから社会増までもっていければというふうな考えでおります。

それから、町全体の移住定住促進室の役割、どんなことを担っていくかということですが、従来の移住定住施策に加えまして、やはり人口政策ですね。先ほど申し上げました理事に期待するところの人口政策を具体的に実現していくという役割を担うかと思えます。

イメージとして、関連する全ての事務事業をそこに集めるというよりも、全庁的な取組を進めていくという前提の下に、それを束ねるといいますか、横申しをさしながら有機的に進めていく役割が、この理事、それから新たに設ける室が担っていくというふうになると考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 人口政策のそういった全庁的な、もちろん束ねていただける役割を理事の方には求めるわけですし、そういった人材をもちろん町側としては要請を出していくわけですが、結局その方がそういう人材ではなく、残念ながら期待に沿えませんでしたといった場合にどうするんですかという御質問もできればお答えいただければと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

その方が期待に沿えない場合はということでございますが、これは全ての職員に通じることでございまして、全ての職員が、それぞれ職、どういう仕事をやるかということは決まっております。その職員は、決められた、与えられた仕事に対して、全力全霊で当たるということでございまして、それは地方公務員全てに求められているものでございます。

したがいまして、理事も特別職でなく地方公務員であります。一般職でございまして、地方公務員法に沿った対応がなされるということでございます。

この理事ということが基本的な話でございます。理事につきましては、先ほど来申し上げておるとおり、町全体を俯瞰しながら人口減少対策を進めていくという非常に重要なポジションでございまして、それなりの人材を充てるというつもりでおりますけれども、与えられた職務については、当然ながら全身全霊頑張るということでもありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（渡辺悦郎君） 1点だけ質問させていただきます。

先ほど来、室伏議員、鈴木議員と重複するところがございますので、その辺のところは省略して質問させていただきます。

町長、一昨年の就任以来、いろんなことを発言されてまいりました。その中で、やはり室伏議員の質問の中にありましたように、副町長を削減し、また専門監等を減らしていくような発言がございました。しかしながら、昨年の総合計画プロデューサーの任用とか、今回の理事の配置について、ちょっと疑問を感じるわけでございます。と申しますのは、先日、議員懇談会の中で説明がありました組織図を見ますと、部局長の筆頭に上がっているわけなんですね。そしてまた、部局長を横断しながらその特命事項をやると。それを考えるのであれば、先ほど鈴木議員のお話があったように、特別職にやっぱりすべきだろうというふうに考えますし、その中で私が1点伺いたいのは、この理事の配置についてもう一度分かりやすく説明していただきたいと思います。町長よろしく申し上げます。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（野木雄次君） 渡辺議員にお答えいたします。

理事の配置についてということですが、繰り返しになる部分がございますけれども、御容赦いただければと思います。

まず、理事と副町長の違いですが、先ほど町長からもありましたように、特別職ではなくて、一般職としての理事、これは人口政策ということから、明確な命題を持って配置することから、特別職というよりも一般職として配置した方が適切であるというふうに考えたところから、一般職としての理事を配置するということになります。

それから、理事の役割ですけれども、職位としては部長と横並び、同列ということになります。ただ、建制順では一番上に来るといふことなんですけれども、部局横断的に調整役として動いていただくということになろうかと思っております。

部制、各部の権限については現状のままということになりますので、理事については、人口政策を全庁的に調整を図りながら政策を進めていく、そんな役割を担っていくことになると考えております。

以上であります。

○12番（渡辺悦郎君） 企画総務部長、どうもありがとうございました。私が尋ねたのは町長に尋ねたわけですが、ここで明確にしておきたいと思っております。

町長は就任以来、発言された内容と大きく変わってきているんですよ。例えば今回の理事の職務であるところの人口政策に関すること、移住定住、結婚支援に関すること、おやまで暮らそう課で今までやっていたんですけれども、本年おやまで暮らそう課をなくして、ほかの部署に投げているわけです。そこでまた1年後に、また同じような部署を今度設置する。こういうふうなふうにしか私には捉えられません。

改めて伺います。町長は、町長の政治姿勢として、この件に関してどういうふうにお考えになるかという詳細な説明をお願いいたします。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私はいろいろな場面で、専門監あるいは副町長につきまして発言をさせていただいております。

専門監等につきましては、専門監ですけれども、今すぐに廃止をするということは考えていないというふうに当初発言をさせていただきました。そこで専門監の方も、途中で辞められた方もおられますけれども、目的を達成されてお辞めになった方もおられるというふうに個人的には考えております。やはり専門監は、その専門に関わる特命事項ということで、前町長さんが任命されたということでございます。私も牧野ディレクターにつきましては、専門監ということではございませんけれども、総合計画が1年間その策定が延期をせざるを得ないという状況下で、どうしても必要だということで牧野ディレクターにお願いをしたわけでございまして、昨年9月で牧野ディレクターも退職をされたということでございます。これは、総合計画の目途が立ったからということであるというふうに考えているところでございます。

おやまで暮らそう課を廃止したということにつきまして、いろいろな皆様から御指摘がございましたけれども、廃止ということではなくて、配置換えといえますか、都市整備課の方に室を設けて、そこで担ってまいりました。それがどうも表面的に隠れてしまったというようなことは、事実としてあるかというふうに思います。

今回、都市整備課の方の移住定住促進室の仕事を引き継ぎながら、現状コロナの影響が非常に社会全体に及んでおります。そんな中、サテライトオフィスとかワーケーション、リモートワーク、こういう課題が出てきておりますので、その課題に的確に対応して、小山町を発信していく、小山町のまちづくりを的確に行っていく、あるいは、他の市町よりも先に優れた施策を構築していくという意味から、この理事をつくりたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○12番（渡辺悦郎君） 詳細な説明をただいま拝聴いたしました。私がここで申し上げたいのは、やはりこの組織改革、組織を編成するに当たって、中長期的な視野に立ってもらいたいんです。確かに町長がおっしゃったように、おやまで暮らそう課ではないんですけども、その所掌事務をほかのところに移した、これは承知しております。しかしながら、今度また同じように理事の直下にそれを持ってくる。組織をつくり変える。要するに、名前とかだったら別に問題ないんですけども、その所掌事務を大きく変えていくということは、町の組織にとっても、とても大変なことなんです。

当然のことながら、町長は市の職員でもあったし、市議員でもあったし、県議員でもございますから、その辺は承知されていると思うんですけども、もう少し中長期的な視野で物事を判断していただきたい、このように思います。これについてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（池谷洋子君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

中長期的な視野に立ってというのは、非常に重要だというふうに私も考えております。ただ、先ほど来申し上げましたとおり、社会がコロナ禍で変わってきております。これに的確に対応していくためには、やはりその時点で組織もいじらざるを得ないというふうに考えております。先ほど申し上げましたテレワークとかワーケーション、サテライトオフィス、こういうことも全国の市町で始めております。誘致合戦みたいな形になっております。これにリアルタイムで対応していく必要性があります。

加えまして、少子化対策ですね。子どもを産みやすくするような取組、そして、あるいは、今小山町の小中学生は非常に教育環境が整っているというふうに考えておりますけれども、その先、高校生、大学生、こういうところに対する支援がちょっと薄いというふうに考えておりますので、例えば通学支援、あるいは奨学金の免除、こういうことも調査研究し実行していくということが求められているというふうに考えております。

こういうことを総合的に、リアルタイムで施策を構築していくというような役割も私は理事が持っているんじゃないかなというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（池谷洋子君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷洋子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

○議長（池谷洋子君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、1月26日火曜日 午前10時開議

議案第1号について、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。

本日はこれで散会します。

午前10時47分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 池 谷 洋 子

署 名 議 員 米 山 千 晴

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

令和3年第1回小山町議会1月臨時会会議録

令和3年1月26日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 鈴木 豊君
5番 遠藤 豪君 6番 佐藤 省三君
7番 藪田 豊造君 9番 岩田 治和君
10番 池谷 弘君 11番 米山 千晴君
12番 渡辺 悦郎君 13番 池谷 洋子君

欠席議員 8番 高畑 博行君

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	天野 文子君	企 画 総 務 部 長	野木 雄次君
危 機 管 理 局 長	遠藤 正樹君	住 民 福 祉 部 長	小野 一彦君
経 済 産 業 部 長	高村 良文君	都 市 基 盤 部 長	湯山 博一君
オリンピック・パラリンピック推進	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企 画 政 策 課 長	清水 良久君	総 務 課 長	池田 馨君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	池谷 孝幸君
-------------	--------	---------------	--------

会議録署名議員 11番 米山 千晴君 12番 渡辺 悦郎君

閉 会 午前10時15分

(議 事 日 程)

日程第1 議案第1号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（池谷洋子君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。高畑博行君は、本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので、御了承ください。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、当局の説明並びに議員の発言の際も含めて、マスクを着用することとします。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第1号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

○議長（池谷洋子君） 日程第1 議案第1号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

それでは、1月21日に総務建設委員会に付託した議案第1号について、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長から、委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務建設委員長。

○総務建設委員長（池谷 弘君） ただいまから、1月21日、総務建設委員会に付託された1議案について、審査の経過と結果を御報告します。

1月21日、臨時会初日散会后、午前10時55分から、会議室において、当局から町長、副町長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

それでは、議案第1号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、理事の直下に設置する人口政策推進室の職員数は何人を予定しているのか。また、縦割り行政の傾向がある中で、理事は各部との調整役という役割を持たせるとのことだが、仕事のすみ分けが非常に難しいのではないかと。との質疑に。

職員は現在のところ、理事以外に2、3人とすることで検討しています。また、各部局を横断的に束ねるのは非常に困難なことですが、大事な役割になると考えます。したがって、それなりの人材を配置していくのが基本的な考え方です。との答弁がありました。

委員から、人口政策には住宅政策や教育・子育て支援、産業・商業等いろんな方面に絡んでくる。それらを調整し、実施していくのは、推進室の職員の数からしても厳しいのではないかと。との質疑に。

人口政策は多岐にわたることが考えられます。施策の企画立案、相互調整は理事や推進室の所掌となりますが、関連する全ての事務事業をそこに集中させるのではなく、予算を伴う事務事業

の内容によっては引き続き現課の対応となるのではと考えています。その意味で、理事には調整役、横串を刺すというような役割を果たしてもらうことになろうかと考えています。との答弁がありました。

委員から、理事という名称では具体的にどのようなものなのか分かりにくいと思う。何々理事とする考えはないのか。との質疑に。

何々理事という名称とするのではなく、率直に理事という名称とします。との答弁がありました。

委員から、町長が理事の事務分掌に町長特命事項を加えると決断した理由は。との質疑に。

コロナ禍で、町民の皆様や町が疲弊してしまう状況に陥りつつある中で、これに対応していくためには住みよい町、町民が住んでよかったという町をつくらなければならないと考えています。そういう点から人口政策は全ての調整に係ることですので、その中ではそれぞれの部課で担う職務がありますが、それらが全てそこにつながる。今までは役所の体質として縦割りで横の連携が取れていなかった。ここに横串を入れて、それぞれ横の施策を見ながら人口施策に活かしていくようなことを統括する方が必要ではないか。そして、人口政策に関わる特命事項については、理事が担うべきではないかということと考えました。との答弁がありました。

委員から、以前はおやまで暮らそう課があり頑張っていたが、それを総括した結果がこうなったのか。との質疑に。

おやまで暮らそう課については、今年度の組織機構改革で移住定住促進室として都市整備課内に設置しましたが、これが後退したというようなイメージがあったとのこともあり、今回はこれをトップに据えて、まちづくり全般に関わる人口政策の中で担うということを考えました。との答弁がありました。

委員から、理事の事務分掌として人口施策に関すること、移住・定住及び結婚支援に関すること、町長特命事項に関するのとあるが、現在の副町長が兼務すれば済むのではないか。との質疑に。

副町長は各部課に指示をする立場であり、町長と同じように全てに関して責任を負っているもので、必然的に現副町長の職務に含まれることとなります。人口政策や移住定住促進室の業務、あるいはテレワーク、ワーケーション、サテライトオフィスなど個別の案件に関しては、特別職の副町長ではなく一般の職員が担う仕事であって、それをさらに統括していくというのが副町長であると考えています。との答弁がありました。

委員から、人口減少の歯止めについて、毎年、目標値を持って進めていくのか。との質疑に。

これから審議していただくこととなりますが、町の最上位計画である総合計画の中で人口の推移を見ているので、そこで示された数値が目標となります。また、人口ビジョンについても総合計画と整合性を図ります。との答弁がありました。

委員から、理事の任期は何年か。との質疑に。

現在、県に人選を含めてお願いしているところですが、その中で2年としています。との答弁がありました。

委員から、コロナ禍においてサテライトオフィス、テレワーク、ワーケーションなどは様々な自治体で既に取り組んでいます。これは自治体間の競争なので、何らかの優遇措置を具体的に打ち出す必要があるのでは。との質疑に。

そのきっかけの一つとして理事を設置するものです。また、移住定住に対する専門的な組織体制を変えたとのニュースが流れることで、小山町が注目される可能性もあります。したがって、周りから魅力的な地であると注目を引くことを打ち出していくことも今回の組織改革の目的の一つです。との答弁がありました。

これらの質疑、答弁の後、採決の結果、議案第1号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された1議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（池谷洋子君） 総務建設委員長の報告は終了しました。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。12番 渡辺悦郎君。

○12番（渡辺悦郎君） ただいま議案となっております、議案第1号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

まず、町長は就任当初、副町長2人制を廃止し、副町長1人制に移行されました。

次に、町長は就任以来、人口政策において移住・定住施策よりも現在居住している町民に対して重点を置き、社会減に歯止めをかけると明言されております。今回、設置する理事は一般職の筆頭部局長であり、町長の説明では部局長間を横断的に統括するという説明でありました。実質のナンバー3であります。理事は外部から登用されるようではありますが、町長、副町長に続き、理事までもが町民以外であり、町の現状を把握し、初期の目的を達成することには時間が必要であり、即効性に欠けます。

以上のことを踏まえて反対討論といたします。

○議長（池谷洋子君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(池谷洋子君) 起立多数です。したがって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和3年第1回小山町議会1月臨時会を閉会します。

午前10時15分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議会議長 池谷洋子

署名議員 米山千晴

署名議員 渡辺悦郎